

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年3月25日

京都地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手續の表示

手續番号 令和6年第81号

対象土地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町657番6

京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町655番1

手續番号 令和6年第82号

対象土地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町657番7

京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町655番1